

〔論文〕

# 「区有文書」からみた三新法下の耕地(大字集落)の生活(財政)について —安曇野市真々部を中心に—

黒崎 八洲次良

キーワード：三新法、耕地(大字集落)、土地所有(地価金)

## はじめに

明治9年8月筑摩県は飛騨国を除いて長野県に合併され、筑摩県第10大区は長野県南第10大区と改称された。明治11年7月に、太政官布告により郡区町村編制法、府県会規則および地方税規則の三新法が公布された。大区小区制が廃止され、郡を行政区画とし郡長をおくこととなる。同12年1月長野県は安曇郡を南北にわけ、南第10大区は、島内村を東筑摩郡へ、松川村、常盤村を北安曇郡へ移して南安曇郡となる。そして大区会所取扱事務を南安曇郡役所が引き継いだ。さらに2小区は高家村として発足した。ここで真々部は一耕地(大字集落)として高家村のもとに再編されることとなる。「区有文書」を通じて真々部耕地が県・郡・町村の諸施策にいかに対応し、その生活を展開させてきたのか。これに接近することが本稿の課題である。<sup>①</sup>

真々部は安曇野市の南端にあり、梓川を挟んで松本市島内区に接している。近世には松本藩領成相組真々部村、明治6年に筑摩県南第十大区二小区信濃国安曇

---

KUROSAKI, Yasujiro 元本学社会学部教授

郡真々部村となる。この二小区は飯田、小海渡、熊倉、中曽根および真々部の五か村からなり、同7年10月22日付の県の合併命令により高家村となる。以後、村は耕地と称し、最近に至って区となる（国土地理院 二万五千分の一地形図「松本」および「豊科」平成14年参照）。

## 1. 耕地協議費の賦課項目について

「長野県戸長公選規則」により戸長が公選され、戸長役場が設置された。設置が許されたので町村会がおかれ、「地方税規則」より町村限りの入費が協議されることとなった。高家村の関係文書によることができないので、当面とりあげる村費予算の一例として明治12年の豊科村をみると、それは11か条からなり、以下のとおりである。

第1条 戸長職務取扱諸費及本県郡役所出張旅費日当

第2条 村会諸費

第3条 用悪水路諸費

第4条 道路橋梁修繕費

第5条 祭典費

第6条 神官給料

第7条 消防費

第8条 悪鳥獣威費

第9条 困穀積替費

第10条 井堰守給料

第11条 各耕地小使給料

豊科村は上鳥羽、下鳥羽、吉野、成相、新田などの五か耕地から構成されており、各耕地に共通する費目は第1条、第2条および第6条とされ、他の費目は耕地ごとに必ずしも利害を共通するものではなかったようである<sup>(2)</sup>。関係文書が見えぬ高家村の村費も以上に類似する費目構成であったと思われるが、真々部耕地の協議費はどのような費目構成であったか。大区小区制下の「明治十年丑夫銭取立帳」には以下の各費目があげられていた。年2回の取立の前期として

九月集散割 六月割 扱所戸数割 道路金 道路金戸数割 警察費

後期(十二月割)として

堰普請戸数割 扱所戸数分 夫銭戸数 代価割 警察費

三新法下の「明治十四年六月十二月割取立簿」は、筆生、伍長惣代、堰守、年番などの立会のもとに、六月割として

代価割 飲水面 戸数割 中萱堰反別割 中堀堰反別割 飯田堰反別割 呑堰反別割 庄野堰反別割 砂渡橋掛替入費

十二月割として

山税并夫銭割 代価割 中萱堰反別割 中堀堰反別割 飯田堰反別割 呑堰反別割 庄野堰反別割 俵代

以上からみて、大区小区制下の協議費は小区運営の費用を多く含んでいるようであるが、他方、三新法下の耕地費はその大部分が耕地運営のための費用であるかにみえる。とくに、各堰反別割が明記されたことに注意しておく。<sup>(3)</sup>

さて明治15・16年から始まったデフレは数年間にわたって農民の生活を極度に圧迫し、町村財政への国庫の補助や地方税支弁部分を減少させた。この状況下の同17年5月、区町村制の改正がなされた。それは高家村と南穂高村をふくむ豊科村外二か村連合村を成立させた。18年度および19年度の連合村会の決算帳には、戸長役場費、会議費、衛生費、警備費および勸業費の5項目があげられていた。教育費が学区会で審議されたが、土木費(治水費・道路費・橋梁費)、救助費および災害予防費が連合村費にはならなかった。一つには高家村がその南と東が梓川に囲まれ、堤防の不備があり、しばしば洪水の大きな被害を受けたことがある。さらに堤防費と用水費の単位負担が村にとって格段の差あり、関係耕地のそれぞれによって大きな差があることがあげられる。<sup>(4)</sup>

さて連合村戸長制のもとでの真々耕地の協議費科目をみておく。まず「明治十八年度六月十二月 取立帳 真々部惣代」の前半期には、戸数割 寄留面 代価割 飲水割 傳馬割 中萱堰反別割 真鳥羽堰反別割 飯田堰反別割 勘左衛門堰反別割 庄野堰反別割 下鳥羽堰反別割 があり、後半期には、前半期のそれぞれのほかに、年度限りの開拓反別割 鳥川山税 田沢道修繕費 が追加される。この傳馬割は入作者への情報伝達のためのものである。

「明治十九年度六月十二月 取立帳 真々部耕地惣代」の前半期には、飲水面 祭夜台入費 戸数割 寄留面 反別割 代価割 のほかに 五ヶ追加 現地目

調 勘左衛門堰費 などがある。うち祭夜台入費は前半期限りの科目である。前年度前半期に比べると傳馬割がなく、用悪水路諸費が一括されて反別割とされ、五ヶ追加 現地目調 勘左衛門堰費などが見える。なお、耕地内の協議費賦課名義人の控除分として五か惣代、衛生係、年番、惣代等の給料と147戸分の墓地管理人手当が登場する。墓地管理人手当は21年度以降の取立帳では賦課項目に「墓地」として掲げられている。

後半期には 飲水面 戸数割 寄留面 反別割 代価割 などに後半期限りの現地目配札書料 五か水防情通分 傳馬料 干水真鳥羽堰反別割 干水飯田堰反別割 飯田堰代価割 飯田堰諸費 干水中萱堰反別割 中萱堰代価割 などが追加される。

「明治貳拾年後半期取立帳」には用水堰が中萱堰、真鳥羽堰、庄野堰、勘左衛門堰などがあり、うち中萱堰は反別割と代価割が賦課されていた。そしてこの年度限りの五ヶ寄付金巾下反別割が追加された。さらに「明治貳拾壹年後半期取立帳」には代価割という科目が地価割となり、この年度限りの中萱堰掛開墾地と呑堰樋呑面割が追加され、「明治貳拾貳年耕地協議費収入帳」にはこの年度限りの土地台帳筆数割、開墾受検査費、荒地費、五か水防費、五ヶ被害地価割などが追加された。

以上の観察が示すように、戸数割、呑面割（飲水面）、墓地管理人手当（墓地）、地価割（代価割）および中萱堰、真鳥羽堰、庄野堰、勘左衛門堰などの反別割などの諸賦課科目がほぼ安定したものとなり、それらに随時必要とされた賦課科目が追加されるのであった。しかし「五ヶ」についてはしばしば登場する。これは真々部、飯田、小海渡、熊倉、中曾根などの五か耕地がたびたび洪水被害をもたらす梓川の堤防の維持の耕地組合を結んでいたことがあり、二小区→高家村を構成する重要な契機であったことによる。

## 2. 「明治十七年二月 日 全村約定書 当耕地集會約定書 真々部耕地中」について

明治17年2月に真々部耕地中は「全村約定書」と「当耕地集會約定書」を定めた。まず「全村約定書」をみる。全村とは高家村であり、その内容は「諸上納其

他取立規則約定証」に要約される。諸上納は国税と地方税(県税)、協議費は高家村費、その他は学資金などである。戸長役場への上納期日が10日であれば、近隣組の伍長へ6日に取集める。同日夕刻には定使が伍長へ問い、不足のものへ第一、二、三、四の催促をする。戸長役場は第四の催促に応じることなく、出金しないものを「不納入」とし「其筋」に届けでて「申分無之候事」。そして「不納入届出相成候上ハ兼而御規則之通り該地所該建物共公売ノ御沙汰ニ相成候ハ承知仕候事」である。また協議費、学資金などについても同様の規則を適用する、とあった。

明治15年12月の地方税第三期と真々部学校資金第一期をみると、12月10日には15か組と29名、同月11日には5か組と27名、同月12日には1か組と2名の納入が記載され、地方税には1か組と3名、学校資金には1か組と5名の不足が記載されている。なお、個人名の納入と不足には相当数の耕地外の在住者が含まれていた。この事例だけでなく、各近隣組が地方税、協議費、学資金、その他などを集めて、耕地がそれをまとめて戸長役場へ納入していたようである。

この約定が定められた背景は、明治15・16年から始まったデフレがあり、それが数年間にわたって農民の生活を極度に圧迫したことがある、という。「紙幣償却」の余波をうけて、町村財政への国庫補助や地方税支弁部分が減少し、この減少部分を補うため町村協議費が膨張する。国税と地方税は法的強制によって保護されたが、協議費は法的強制がないために滞納が多かった、という。これは全国的な趨勢であり、17年5月太政官布告第15号は区町村が評決した区町村費と水利土功会が評決した土木費の滞納者に「租税未納者処分規則」を適用するとした。さらに政府は区町村会法の改正を布告した(太政官布告第14号)。これによって高家村と南穂高村とは「豊科村外二か村連合戸長役場」の管轄に置かれることになった。

つぎに「当耕地集會約定書」である。これは冒頭に「方今当耕地一同協議致取定候以所ハ集會出頭時間遅刻成者無断欠席人往々有之為ニ出席人ニ影響ヲ及ボシ畢竟集會場ニ臨ム人僅々ニ至テハ一事件ト雖容易ニ談決スル能ハス虚敷閉場解散スルニ至ル故ニ耕地一同熟議之上嚴重ヲ附スル事左ノ如シ」とある。まず、集會の「触流シ」(通知)は集會当日の2日前に必ず行うこと、「大概集會」には伍長か5戸の内1名が必ず出頭すること、しかし「要用之件」は「耕地一同集會協議

シテ議決」することなどがあり、遅刻や無断欠席の人には罰金を課することと定め、耕地の全員（戸）が署名・捺印した。

### 3. 「明治十四年六月十二月割取立簿 真々部 筆生伍長惣代立会」について

三新法下の耕地協議費は1月から6月までと7月から12月に耕地の諸経費を集計して耕地の各戸と入作（耕地外）の名義人に賦課徴収した。この賦課徴収の方法は慣行となっていた。以下にこれを示す。

表1 夫銭取立項目、賦課名義人数および賦課額 明治14年6月

	名義人数			賦課額：銭		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
代価割	137	30	167	5121.3	961.1	6082.4
飲水面	161		161	483.0		483.0
戸数割	163		163	584.1		584.1
小計				6186.4	961.1	7149.5
中萱堰	105	7	112	6322.0	767.4	7089.4
中堀堰	53	11	64	4320.9	596.3	4917.2
飯田堰	25	6	31	1308.7	969.2	2558.6
呑堰	75	6	81	1589.4	232.1	1821.5
庄野堰	2	1	3	43.8	139.1	172.35
反別割 小計				13564.8	2704.1	16559.1
砂渡橋掛替入費	5		5	33.25		33.25
面割		30	30		210.0	210.0
計				19784.72	3875.2	23659.92

6月の取立簿には耕地の164名と入作の30名が記載された。耕地とは真々部耕地の各戸をしめし、それが同年6月に164戸あり、入作とは真々部地籍に耕地、宅地、その他の有租地（地価）を有する名義人をしめし、これが30名であった。

耕地の164戸のうち地価を有しないものが27戸、総戸数の16.5%弱にあたる。このうち5戸が寄留であり、1戸に付3.5銭の戸数割に相当する寄留面を1戸につき6銭賦課された。代価割が5銭未満の23戸のうち14戸は用水堰反別割が賦課

されなかった。なお、代価割5銭未満は所有地価金44円80銭未満にあたる。

この耕地の各戸は生活用水を用水堰から得ており、各戸に飲水面が課せられ、1戸につき3銭であったが、3戸が賦課されなかった。なお、代価割20～50銭の39戸のうち1戸は飲水面および戸数割が賦課されなかった。

入作の名義人30名は代価割、所有する田の用水堰の反別割および面割が賦課された。面割は一名につき7銭であった。

代価割、飲水面および戸数割は耕地の協議費であり、耕地が61円86銭4厘、入作が9円61銭1厘、小計71円49円5厘となる(表1)。

代価割は60円82銭4厘で耕地の協議費71円49銭5厘の85%強をしめた。「明治十四歳諸費代価帳」は諸費がどのように使用されたかを記録している(表2)。

表2 諸費の金額、項目および関係者 明治14年6月

金額：銭	事項	関係者	金額：銭	事項	関係者
757.0	村会費代価割		6.8	村持備荒地方税	
34.2	同費戸数割			分立替	榎石七五郎
38.0	役場諸費上納及 臨時費戸数割		703.25	買物 <sup>ノ</sup>	中榎造酒蔵
4.5	道路費灰俵三つ	松尾力次郎	210.0	酒代□□出火之節	
5.0	檜木二本	同人		買入	手塚覺弥
86.5	買物 <sup>ノ</sup>	古川代弥	110	消防人足蠟燭代共中村分	
97.4	買物 <sup>ノ</sup>	平林久衛	247.5	同上町分	
29.0	買物 <sup>ノ</sup>	降簾磯吉	3.0	□俵一つ	手塚由蔵
1.6	堤防事二付テ戸長宅 迄蠟燭代	榎石七五郎	100.0	謝礼	寄藤先生へ
1.6	同上	丸山綱市	700.0	前半年分 定使	高山茂八
150.0	地稅地方稅建坪□□ 四品取調七日半分	同人	100.0	同上	竹内太伊蔵
130.0	同上六日半分	三澤嘉平	100.0	年番給料前半年分	丸山綱市
130.0	同上	榎石七五郎	100.0	同上	三澤嘉平
40.0	堤防道具鶯柄四本 仕立共	小笠原皆蔵	13.0	宮本二丈	古川代弥
2.5	同上利子	同人	850.0	耕地年番諸帳簿入れたん直代	
402.0	耕地会二付有賀熊太郎 ヨリ酒代二斗立替	榎石七五郎	80.0	雇入三日日当	榎石富貴太
35.2	同上利子二月ヨリ八月迄	同人	150.0	割入用	
32.0	替女四人一泊 割落	同人	<sup>ノ</sup> 7143.25		
1045.4	朱引外引戻しの件二付入費		内 196.0	入作廿八名	
			30.0	寄留五名	
			549.5	耕地面百五十七	
			449.7	二重入補正	
			<sup>ノ</sup> 1225.2	差引 59.18.5が代価割されることになる	

差引59円18銭5厘を代価（地価金）5万3062円18銭に割るので、地価100円二付金11銭1厘6毛となった。寄留5名と耕地面157名で計162名となり、寄留をふくむ戸数割163名（表1）よりも1名少ない。入作の28名は代価割と面割がともに30名よりも2名少ない。

内訳をみる。高家村々会費が7円86銭2厘、戸長役場諸費が2円25銭2厘、計10円11銭7厘となり、つぎに地方税建坪割（？）賦課のための取調べが3名、延20日半、4円10銭となるが、それぞれ耕地の高家村関係諸費の賦課分である。

堤防の維持管理は梓川の水害に備える重要な要務であり、それが高家村成立の一契機と思われる。この件で年番2名が戸長宅へ出向くための蠟燭代3銭8厘であり、堤防道具蔦柄4本の仕立て42銭5厘、耕地会の酒代4円37銭2厘、警女4人宿泊費32銭、買物 $\times$ の4件9円16銭1厘5毛、村持備荒地地方税6銭8厘などがある。そして消防活動のための蠟燭代が小字集落中村分1円10銭と同町分が2円47銭5厘、活動の慰労の酒代が2円10銭、定使2名の前半半分給料が14円、3名の年番給料が3円、宮本（紙）2丈が13銭、諸帳簿入れ直しが8円50銭、雇入3日分が80銭、協議費の162名と入作28名へ割り付け・賦課のため費用が1円50銭などは耕地の事務運営の費用であろう。

買物 $\times$ 7円3銭2厘5毛の中横造酒蔵は、「菓子屋」の屋号の耕地内の店舗であり、耕地の小会議・宴会の場を用意していたようである。

さらに10円45銭4厘の「朱引外引戻しの件に付入費」に触れておく。耕地内の無格社以上の神社は、境内が官有地であり、産土社である村社八幡社諏訪社合殿の境内の周囲が山林とされ、国有地であった。「入費」はそれを耕地へ「引き戻す」ために関係官庁へ願い出るための費用であり、それは耕地からみれば官有地・民有地区分の是正要求という事になるだろう。これは神社整理に至るまで繰り返し行われた。

他方、5か堰の反別割は各堰の維持管理に充てられる諸費用であり、耕地が135円64銭8厘、入作が27円04銭1厘、小計165円59銭1厘となり、耕地協議費の2.32倍弱にあたる。それぞれの用水堰はいくつかの他の耕地と連合する組合によって維持管理されていた。真々部耕地単独の用水堰はなかった。中萱堰がもっとも多くの名義人、耕地105名と入作30名、もっとも大きな賦課額、耕地63円22銭と入作7円67銭を記録する。また、庄野堰は真々部耕地が水利権をもっていないとさ

れていた。他の4か堰はいずれも梓川に取水口をもつ。飯田堰は真々部地籍に取水口をもつが、他は他耕地に取水口をもち、それらは梓川の左岸下流に属していた。

それぞれの堰はいくつかの支堰をもち、各支堰は組合を結び維持管理をしたが、ここではそれを割愛する。

表3は12月、後期の夫銭取立項目、賦課名義数および賦課額をしめす。耕地協議費の諸項目には代価割と山税并夫銭面がある。山税并夫銭面は耕地の162名のうちわけは3.38銭が1名、6.38銭が2名、9.38銭が155名、10銭が4名などである。10銭の4名は寄留であるが、他は耕地に籍を持つ住民である。前期には耕地の寄留以外は同額であったが後期は以上の通りであった。入作は同額の1名につき10銭であった。

表3 夫銭取立項目、賦課名義人数および賦課額 明治14年12月

	名義人数			賦課額：銭		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
山税并夫銭面	162	31	193	1509.95	310.00	1819.95
代価割	136	32	168	3381.40	696.40	4077.80
小計				4891.35	1006.40	5897.75
中堀堰	53	11	64	5071.10	695.50	5766.60
飯田堰	24	6	30	1369.50	1030.30	2399.80
呑堰	76	4	80	203.50	26.30	229.80
中萱堰	103	7	110	7950.10	951.30	8901.40
庄野堰	2	2	4	40.10	172.00	212.10
反別割 小計				14634.30	2875.40	17509.70
俵代	23	6	29	27.30	22.30	49.60
計				19552.95	3904.10	23457.05

山税并夫銭面は耕地の寄留4名と入作は名に付10銭、耕地では9.38銭が155名であり、3.38銭が1名、6.38銭が2名であった。

耕地協議費は58円97銭7厘5毛で前期のその82.5%弱であった。代価割はその69.1%強をしめ、耕地がその82.9%強を賦課された。用水堰の維持管理に充てられる反別割は175円09銭7厘で前期よりも5.7%強増加し、協議費よりも116円11銭9厘5毛多かった。反別割りの83.6%は耕地に賦課された。また反別割りの50.8%強が中萱堰にあてられた。

表4 諸費の金額、項目および関係者 明治14年6月

金額：銭	事項	関係者	金額：銭	事項	関係者
314.4	役場十二月戸数割		30.0	焼木檜木代	手塚半次郎
1465.8	同上地価割		12.0	穴表三つ代屋	
240.25	酒代	手塚覺弥		普請費用	手塚庄太郎
13.1	店重々々	平林久衛	150.0	割入用	
200.7	同上	中槇造酒蔵	0.8	小夫料	松澤定吉
270.9	同上	古川代弥			
80.0	瞽女五人二泊	槇石七五郎	≒4840.45		
15.0	瞽女五毛分	槇石七五郎	23.0	□□□	寄藤先生
65.0	刑法自在一冊徴兵 早見一冊	槇石七五郎	≒4860.45 内 468.0	百五十六面割引 但一面二付3銭つつ	
80.0	たんす代不足取替	三澤嘉平		寄留五名面引 但一面6銭つつ	
90.0	同上買入の件雑用	三澤嘉平	30.0	他村面廿八面 但一面10銭つつ	
12.8	同二口利子五か月分	三澤嘉平			
100.0	謝礼	寄藤先生様	280.0	右ヲ5万2996円58銭二割 但100円二付 7銭7厘04	
700.0	後半給料	定使高山茂八	残而4082.45		
700.0	後半給料	定使竹内多伊蔵			
100.0	年番給料	丸山綱市			
100.0	同上	三澤嘉平			
100.0	同上	槇石七五郎			

（「明治十四年十二月諸事代価割真々部筆生伍長惣代立会」による。なお和数字を適宜アラビア数字にかえた）

上表は明治14年12月の「諸事代価割」である。同年6月のそれと同様に、筆生、伍長惣代立会とあり、筆生は三新法以前の副戸長であった。さらに末尾にある百五十六面引、寄留五名面引などは「戸数割」に相当するが、同年の6月および12月には「戸数割」中心の支出諸費についての文書は未見である。

冒頭の2事項は高家村戸長役場への費用で17円80銭2厘、支出総額の36.8%弱を占める。耕地の集会・行事のための酒代は耕地の酒造家手塚覺弥への支払、店重々々は平林久衛・中槇造酒蔵・古川代弥などの店舗への年末支払いである。

槇石七五郎・三澤嘉平の2名は同年の年番であった。年番がかかわった事項は瞽女5人の宿泊、たんす代不足取替などのほかに「刑法自在一冊・徴兵早見一冊」があった。年番（伍長惣代）は事務のためにこれらの書籍を必要としたのであろう。さらに、1円70銭の5か月分の利息が12銭8厘であり、年利17.6%強であった。耕地の諸費支出の取替（立替）には利息がついた。なお、寄藤先生は真々部学校の教員であり、先生への謝礼が1円23銭、定使2名、年番3名への給料合計が17円、その他があった。

山税并夫銭面は、おもに耕地の西北に位置する小倉入会山の山税地方税諸費と

道普請人足代などにあてられた。9月22日に神武天皇御絵料2円5銭が支出され、合計5円26銭1厘となった。

さて、各名義人は賦課額から控除額を差引いた額を耕地へ納入する。6月の控除は関係名義人数も控除額も少ないので割愛し、12月のそれを見ることにする。控除はほとんどが耕地の名義人が対象であった。表5はそれを要約したものである。

表5 諸控除事項と関係者数と控除額 明治14年12月

事項	名義人数	控除額：銭	事項	名義人数	控除額：銭
人 足	98	5890.2	取 替	8	1440.8
俵 代	13	68.6	利 子		
橋 木	1	30.0	給 料	7	5932.3
流 木	1	23.3			

「明治十四年六月十二月取立簿 真々部筆生伍長惣代立会」による。

上表では「人足」が名義人98人、控除額58円90銭2厘である。これは中萱堰、飯田堰などへの維持のための、用水堰関係者の労力提供である。「俵代」も用水堰維持、「橋木」は耕地内の橋梁の補修などの資材であるが、「流木」は梓川の上流からのそれで、耕地内での引上げ、処分など費用である。「取替」や「給料」については前述したが、「給料」には定使や年番の給料のほかに日当や出張旅費なども含まれている。

以上のほかに「真々部学校」の維持という大きな課題があるが、本稿では割愛することにする。

以上のように、諸用水堰の維持管理費や耕地協議費が主として耕地地籍の地価金によって賦課されたことは明らかである。表6は14年6月の各名義人の代価割から推計したそれぞれの地価金額のよって作成した。地価金なしの27名とそれが10円未満の4名、あわせて33名は、用水堰反別割りが賦課されなかった。これらに20円未満の8名は、耕作していたとしても、純小作経営とみてよいであろう。

他方、地価金2000円以上の耕地の3名と入作の1名は、耕作していたとしても、より貸付経営への傾向がつかつたであろう。

耕地の地価金500円以上の29名が合計2万7054円66銭を有するが、それは名義

人数の17.7%と耕地名義人の総地価金の59.0%にあたる。

表6 地価金額階層別名義人数と地価金額計 明治14年6月 ただし 代価割からの推計

地価金 階層：円	名義人数			階層別地価金額小計		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
なし	27		27			
～ 1	2		2	1.80		1.80
～ 10	4	1	5	27.00	3.58	30.58
～ 20	8	1	9	118.26	18.82	137.08
～ 50	9	3	12	294.80	94.08	388.88
～ 100	20	9	29	1485.66	776.89	2262.55
～ 150	14	6	20	1773.30	734.77	2508.07
～ 200	11	2	13	1882.62	343.19	2225.81
～ 300	16	2	18	3712.37	521.50	4233.87
～ 400	10	2	12	3479.39	663.09	4142.48
～ 500	14	1	15	6060.04	422.04	6482.08
～ 600	9	1	10	4814.52	559.14	7373.66
～ 700	7		7	4610.22		4610.22
～ 800	4		4	3039.43		3039.43
～ 900	2		2	1664.87		1664.57
～1000	4	1	5	3788.53	991.94	4780.47
～3000	2		2	5667.56		5667.56
～4000	1	1	2	3469.53	3482.97	6952.50
計	164	30	194	48889.90	8612.01	54501.91

「明治十四年六月十二月割取立簿 真々部 筆生伍長惣代立会」の代価割による。

#### 4. 明治18年前半期から同19年後半期について

前述したように明治17年5月、区町村制の改正がなされ、高家村をふくむ豊科村外二か村連合町村が成立した。これにより真々部耕地の協議費はどのように編成されたか。

表7は明治18年6月、前半期は協議費の項目、賦課名義人数および賦課額をしめす。協議費は、同14年6月と同様に耕地協議費と関係用水堰費の反別割に大別される。そして耕地協議費に寄留面と傳馬料とが加わる。戸数割と寄留面の名義人数の合計が162名、これが耕地の名義人総数とすれば、飲水面の160名より2名多いことになる。また傳馬料の29名は入作のみであるが、それは耕地から29名の

それぞれへの通信・連絡の経費に充てられるのであろう。代価割の名義人数は同14年6月と比べると、耕地の1名減と入作の1名増となる。

表7 夫銭取立項目、賦課名義人数および賦課額 明治18年6月

	名義人数			賦課額：銭		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
戸数割	158		158	959.0		959.0
寄留面	4		4	40.0		40.0
代価割	136	31	167	13413.2	4986.1	18399.3
飲水面	160		160	480.0		480.0
傳馬料		29	29		290.0	290.0
小計				14892.2	5276.1	20168.3
中萱堰	95	8	103	15382.8	2057.3	17440.1
真鳥羽堰	55	10	65	6286.11	790.7	7076.8
飯田堰	23	7	30	902.2	793.6	1695.8
勘左衛門堰	1	8	9	903.7	959.6	1863.3
庄野堰	2	1	3	146.0	8.6	154.6
下鳥羽堰	3	3	6	526.0	323.8	849.8
反別割計				24146.81	4933.6	29080.41
総計				39039.01	10209.70	49248.71

「第壹号第二号 明治十八年度六月十二月取立帳 真々部惣代」による

耕地協議費は201円68銭3厘となるが、同14年6月のその2.8倍強である。6月の「諸費代価帳」が未発見のため、耕地協議費がどのように支出されたかを観ることができないが、大幅な増額である。この月の代価割は耕地134円13銭2厘と入作49円86銭1厘の合計183円99銭3厘であり、14年6月のその3倍強となった。反別割は耕地241円46銭8厘1毛と入作49円33銭6厘の合計290円80銭4厘1毛となり、14年6月のその1.7倍強であった。

表8 控除分の大項目、名義人数延数と総額

	五ヶ水防	諸用水堰	協議費	計
名義人延数	143	57	61	261
総額：銭	6457.4	5964.7	7717.9	20140.0
最大額	600	198.7	1333.3	
最小額	5	3	4	

「明治十八年度六月十二月取立帳」による

18年6月の控除分は大別すると、五ヶ水防、諸用水堰、耕地協議などとなる。五ヶ水防と諸用水堰では人足賃、資材、取替、利子、その他などに再分されるが、耕地協議は取替、利子、日当（長尾橋、荒地調、その他）、給料（惣代、定使）、資材、不足人別、耕地集会（酒代、肴代）、傳馬、地方税、割落、不明などと多岐にわたる。表8はそれらの関係名義人延数と総額をしめす。

五ヶは梓川下流の高家村の全耕地連合が洪水被害をふせぐための堤防の略称である。五ヶ水防には名義人延数がもっと多く、人足が102名、戸数割賦課者の64.5%強、総額が64円57銭4厘と総計の32.1%弱であった。資材は水防資材で俵・石灰俵・木材など、心付けは定使へ充てられた。諸用水堰とは下鳥羽、真鳥羽、中萱、飯田、呑などの諸堰からなり、上記のほかには取替と利子加わる。協議費には前二項のほかに日当、給料、不足人別、耕地集会、傳馬、地方税、割落などが加わる。取替の最大額は1名13円63銭7厘であって中萱堰の1名10円をこえていた。日当は梓川の長尾橋への出張、荒地調など、給料は惣代2名と定使1名、不足人別は前年度の付落ち、地方税は耕地共有の税負担、割落は前年度の付け漏れのようにであった。

表9 夫錢取立項目、賦課名義人数および賦課額 明治18年12月

	名義人数			賦課額：錢		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
戸数割	155		155	1445.0		1445.0
寄留面	4		4	40.0		40.0
代価割	137	33	170	17479.0	5498.3	22977.3
飲水面	155		155	465.0		465.0
傳馬料		32	32		320	320.0
小計				19447.0	5818.3	25247.3
中萱堰	96	9	105	13028.9	1868.5	14897.4
真鳥羽堰	55	11	66	5647.4	657.2	6304.6
飯田堰	21	7	28	1625.7	1464.2	3089.9
勘左衛門堰	1	8	9	770.0	820.5	1590.5
庄野堰	2	2	4	23.1	99.4	122.5
開拓	1		1	23.2		23.2
反別割計				21118.3	4909.8	26028.1
鳥川山税	6		6	12.6		12.6
田沢道修繕費	5		5	19.5		19.5
小計				32.1		32.1
総計				40579.4	10728.1	51297.5

表8と同じ文書による。

表9は18年12月、後半期は協議費の項目、賦課名義人数および賦課額をしめす。ここで飲水面134名とあるが、19年の前半期が158名、同年の後半期が155名であることから見れば155名前後かと思われるので、155名としておく。なお適切な資料が発見されれば補正したい。戸数割は前半期よりも3名の減、代価割は耕地1名と入作2名の計3名の増、入作の傳馬料は3名の増であった。

用水堰の反別割も中萱堰が耕地と入作がともに1名の増、真鳥羽堰が入作1名の増、飯田堰が耕地2名の減、庄野堰が入作1名の増であった。さらに開拓の1名が登場した。また、入会山関係の烏川山税の6名と田沢道修繕費の5名があり、これらは耕地の名義人であった。

賦課額の協議費は耕地の194円47銭と入作の58円18銭3厘、計252円47銭3厘であり、14年12月のその4.25倍弱にあたる大幅な増額であり、とくに代価割が229円77銭3厘と、14年12月のその5.63倍強の大幅の増額であった。また協議費の91%が代価割に拠っていた。用水堰反別割は耕地の211円18銭3厘と入作の49円09銭8厘、計260円28銭1厘であり、中萱堰が148円97銭4厘とその57.2%強をしめた。さらに入会山関係が32銭1厘となり、総計は耕地の405円79銭4厘と入作の107円28銭1厘、計512円97銭5厘と、14年12月のその2.18倍強の増額であった。

協議費のうち、戸数割はどのように支出されたか。表10は「明治十八年 戸数後半期割帳 真々部伍長惣代」にもとづいて作成された。

表10 戸数割による支出金額と事項 明治18年12月

金額：銭	事項	関係者
330	小倉山植木植付金及酒肴手当金共	手塚寿太郎 入
40.7	小倉山北沢山地方税上納	松澤今朝十 入
60.9	山林租第二期上納耕地持分	松澤今朝十 入
58.1	山林租第一期上納耕地持分	松澤今朝十 入
54.7	前半期連合村費小倉村分	松澤今朝十 入
6.1	1円73銭7厘利子三ヶ月分	松澤今朝十 入
220	祠掌給料後半期分	
140	小倉山山道普請請負金相渡す盆前惣代取替	
10	右利子六ヶ月分	惣代 入
10.3	十七年度小倉山地方税第三期分十八年度惣代取替	有賀楞次郎
121.1	旧戸長役場諸入費割	
180	本山出火ノ際酒一斗五升代	飯田嘉一郎 入
64.5	手塚太門太出火ノ際蠟燭人足代	□□□
11	本山出火ノ際蠟燭代	降簾磯吉
外 1314.2		
外 436.5		
合 1750.7		
内 4.7	代価割江入ル	
引残1746		
	右ヲ145戸半ニ割 但 1戸ニ付 金12銭 半面 6銭	

まず、入会林野の小倉山関係が5件、5円75銭7厘、耕地共有の山林地方税が2件、1円19銭などがある。そのなかに前半期連合村費小倉村分とあり、小倉村が属する連合村費が地籍の入会山林原野である小倉山、北沢山などに賦課されたことをしめすのであろう。ついで、真々部耕地の神社の神職（祠掌）給料半年分の2円20銭となる。さらに1円21銭1厘の旧戸長役場（高家村）諸入費割の1円21銭1厘となる。豊科村外二か村の連合長役場が設置されたのちも、旧戸長役場が事務と村会を維持していたのである。最後に耕地内の2戸の出火の際の費用が2円55銭5厘とあり、蠟燭代、人足代、酒代などに支出された。

これらの計13円14銭5厘の外に4円36銭五厘があり、それから「代価割江入ル」4銭7厘を差引いた17円46銭が戸数割となる。しかし、「取立帳」（表9）の戸数割14円45銭と寄留面40銭の合計が14円85銭となり、2円61銭が不足となる。さらにこの17円46銭を「145戸半ニ割 但 1戸ニ付 金12銭 半面 6銭」とあ

るが、「取立帳」では1戸10銭の134名と5銭の21名の計155名の14円45銭となる。

「十八年後半期代価割帳 伍長惣代」により、代価割の支出額、事項および関係者を観る。この件数が88件あり、支出額が291円98銭1厘とあり、それから控除すべき金額は文書の欠損があって、明らかでなかった(精査すると支出額292円85銭1厘)。ここでは記録が判明する部分から控除額を推定する。五ヶ積立金利子、戸数割、寄留面、他村面などの合計が81円52銭2厘1毛となるから、賦課額が210円46銭と推定できる。さて真々部地籍の地価は53、191円58銭であるが、荒地の175円52銭86銭を差引くと残が53、015円66銭、それが代価割の基本額となった。すなわち、地価金100円につき39銭7厘の賦課額とされたであろう。

表11 代価割の支出項目、件数および支出額 明治18年12月 支出額は銭単位

支出項目	実 数		比 率	
	件数	支出額	件数	支出額
五ヶ	10	17123.5	11.4	58.5
道普請	17	4158.4	19.3	14.2
資材	10	973.3	11.4	3.3
傳馬	6	143.5	6.8	0.5
事務用品	9	177.4	10.2	0.6
出火	5	573.8	5.7	2.0
日当	7	211.0	8.0	0.7
接待	1	56.0	1.1	0.2
役場	2	791.0	2.3	2.7
納税	2	103.1	2.3	0.4
協議費	11	2864.0	12.5	9.8
利子	3	395.0	3.4	1.3
その他	5	1715.1	5.7	5.9
計	88	29285.1	100.0	100.0

「十八年後半期代価割帳 伍長惣代」による。

表11は「十八年後半期代価割帳 伍長惣代」により作成した。88件を13か項目に整理した。「五ヶ」は五ヶ耕地が主として維持してきた梓川の堤防であり、堤防普請買入人足、五ヶ惣代日当、五ヶに係る被害地価割引の件、五ヶ帳場割の際の費用、前半期の割落ち分、後半期の臨時普請入費割、十八年度定式五ヶ堤防村費外などの件数と支出額計である。そして支出額が171円23銭5厘で総計の58.5%

をしめる。次に「道普請」である。件数が17で総計の19.3%、支出額が41円58銭4厘、総計の14.2%をしめる。この大部分は耕地が管理する里道と橋梁の補修に充てられた。

「資材」は使用目的が明示されなかった用材、俵、堅炭、蠟燭などで、耕地が購入したものであり、「傳馬」は耕地内の連絡、「事務用品」は筆墨紙、大界紙、小界紙、朱肉などで耕地の事務用品、「出火」は耕地内と隣接他耕地での出火の際の蠟燭代、人足代、慰労費などである。「日当」は耕地惣代などの豊科役場、郡役所へ出張や耕地での荒地見分などの費用、「役場」は高家村役場引分の際の入費と十八年度後半期の旧役場割、「納税」は地方税取集めの際の入費と耕地持諸上納などである。さて、支出額は資材3.3%、出火2.0%、役場2.7%などであって注意される。とくに連合村戸長役場が設置された後の「十八年度後半期旧役場割」は、依然として五ヶ耕地連合が機能していたことを示すものであり、ここに地域の町村制への移行を示唆するものがあるであろう。

「協議費」は耕地事務や耕地集会の費用、惣代と定使の給料など、「利子」は惣代その他の取替金（立替）の利子である。「その他」は社宮司祭の酒代や元始祭の紙籠と蠟燭代で祭典費にあたるものであり、前者は耕地内の祭祀、後者は国祭の一部である。ほかに10円52銭8厘の諸品代があり、耕地内の最有力の店舗からの買入れであった。

表12 夫銭取立項目、賦課名義人数および総賦課額

	名義人数			賦課額：銭		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
戸数割	154		154	556.8		523.5
寄留面	4		4	40.0		40.0
飲水面	158		158	474.0		474.0
祭夜台入費	142		142	702.0		702.0
代価割	134	37	171	19976.99	6498.7	26475.69
小計				21715.7	6498.7	28213.19
反別割	115	32	147	7946.1	1915.8	9861.9
五ヶ追加	130	15	145	3966.9	192.7	4159.6
現地目調	127	35	162	3058	565.5	3623.5
勘左衛門堰	1		1	433.6		433.6
小計				15404.6	2674.0	18078.6
計				37121.09	9172.7	46293.79

「第壹号 第貳号 明治十九年度六月十二月取立帳 真々部耕地惣代」による。賦課額の単位は銭である。

表12は19年6月(前半期)の賦課項目、名義人数および賦課額をしめす。協議費では18年6月の傳馬割がなく、祭夜台入費が加わった。戸数割が4名減少して154名となり、飲水面が2名減少して158名となった。協議費は282円13銭19、代価割がその93.7%強をしめる。そしてこれは18年6月のその140%強にあたる。うち耕地は217円15銭7でその76.9%強をしめる。

用水堰では反別割として一括され、耕地115名と入作32名、計147名となり、賦課額は98円61銭9厘で、18年6月のその34.0%弱となった。五ヶ追加とは五ヶ堤防維持・補修の費用の追加であり、耕地の反別割より15名多く、入作はそれより17名少なく、計145名となり、賦課額は41円59銭6厘であった。そして現地目調の名義人は耕地の127名と入作の35名、計162名となり、賦課額は36円23銭5厘であった。なお、勘左衛門堰は耕地のみの名義人1名、賦課額4円33銭6厘が記録された。

さて、反別割、五ヶ追加および現地目調の各名義人数の差異はなにによるであろうか。反別割は田所有者のみ、五ヶ追加は堤防に関わりある土地所有者、現地目調は地籍内の宅地・田・畑・山林原野などの所有者などのそれぞれを指すものと観ておく。

賦課額総計は462円93銭7厘9毛、18年6月のその94.1%弱となった。

「明治十九年 前半期戸数割 真々部耕地」には衛生掛2名年給五分50銭、上鳥羽出火の際7銭、祠掌給2円25銭などがあり、計2円82銭となる。本戸132戸、半戸18戸の計150戸、本戸に直すと141戸となり、1戸につき1銭9厘8毛9の賦課とされた。以上に墓地絵図面新製并墓石調整筆墨紙1円50銭と墓地管理人取扱費73銭5厘の計2円35銭があった。しかし、小字集落の上真々部の7戸が真々部地籍に墓地を有していなかったため、この分の11銭5厘8毛を差引くと計2円23銭4厘となる。そこで墓地関係の費用が135戸に賦課され、1戸につき1銭6厘5毛5となり、二口本戸1戸につき2銭6厘5毛、半戸は1戸につき1銭8厘25と計上された。しかし、「取立帳」では、1戸につき1銭8厘が19戸、同2銭が6戸、同3銭7厘が129戸などである。ここで真々部耕地が墓地管理をすることになったが、いかなる事情があったのであろうか。

明治4年に廃仏毀釈により真々部7か寺が廃寺され、同11年に金龍寺が復寺することになったが、あわせて3か寺が復寺したに過ぎない。それは、近隣や周辺

のいくつかの耕地が今日なお墓地管理委員会をもつこととあわせて取り上げるべき問題であるが、目下その用意がないので論をすすめないことにする。

表13 控除分の項目、関係名義人数および控除額 明治19年6月 単位：銭

項目	名義人数	控除額	項目	名義人数	控除額
人足代	123	5792.0	その他	8	2818.0
五ヶ籠詰	36	1654.7	取替	11	8239.9
五ヶ水防人足代	74	2266.1	利子	4	1218.0
同担当者	1	5.0	小計	23	12275.9
俵	16	1187.0	日当	8	405.0
石灰俵	1	51.0	手当	2	1424.0
ねこ	8	300.0	給料	2	55.0
聖牛	1	192.0	惣代	4	640.0
諸木	2	78.4	年番	2	200.0
小計	262	11526.2	小計	18	2724.0
傳馬	5	106.0	総計	313	27748.5
廻し	3	970.4	「第壹号第弐号 明治十九年度六月十二月取立帳 真々部耕地惣代」による。		
酒代	2	146.0			
小計	10	1222.4			

同年同月の代価割の支出項目と支出額は該当する文書が未見であるので、これを「取立帳」の控除分から観たのが表13である。そこには協議費、用水費および水防費の支出項目と支出額が入りまじっている。人足代から諸木などの9項目は五ヶ堤防（水防）と用水の人足と資材があり、名義人延数262名、115円28銭2厘となり、総計277円48銭5厘の41.5%をしめる。次の3項目のうち「廻し」とは本人の代理人のようであるが仔細は不明である。第三のその他は「取替」のあたるものであるが、そこに122円75銭9厘が計上され、総計277円48銭5厘の44.2%をしめ、五ヶ堤防と用水堰関係のそれを超えている。これを取替るのは耕地惣代、店舗、有力者などであった。第四の日当から年番までの5項目は耕地の管理経費とされ、耕地惣代、五ヶ惣代、墓地管理人、定使、年番などの日当、手当、給料などであり、27円24銭が計上された。

表14 夫銭取立項目、賦課名義人数および賦課額 明治19年12月

	名義人数			賦課額：銭		
	耕地	入作	計	耕地	入作	計
戸数割	152		152	2411.4		2411.4
寄留面	4		4	40.0		40.0
飲水面	155		155	465.0		465.0
代価割	130	35	165	15763.2	4758.1	20521.3
傳馬料		36	36		360.0	360.0
現地目	133	35	168	431.4	50.95	482.25
小計				19111.0	5169.05	24280.05
反別割	115	30	145	6776.65	1998.34	8774.99
五ヶ水防	8		8	120.0		120.0
干水反別割						
真鳥羽堰	54	10	64	8775.3	1250.1	10025.4
飯田堰	22	8	30	2475.9	2357.8	4833.7
中萱堰	98	8	106	5416.7	766.7	6183.4
代価割						
飯田堰	22	8	30	1129.7	909.0	2038.7
中萱堰	96	8	107	2548.2	282.5	2830.7
飯田堰調費	10		10	8.3		8.3
小計				27250.75	7564.44	34815.19
総計				46361.75	12733.49	59095.24

「第壹号第三号 明治十九年度六月十二月 取立帳真々部耕地惣代」による。上表の「現地目」は「現地目配札書料」の略称である。

表14は同年12月の夫銭取立項目、賦課名義人数および賦課額をしめす。戸数割から現地目におよぼ協議費のなかで、現地目とは現地目配札書料の略である。地租改正から19年までに、荒地や開墾などによって、地目の現状に変化があった。同年6月の項目のなかに「現地目調」あり、「日当」にもそれが含まれていた。また、同年6月に比べると、戸数割が2名減、飲水面が3名減、代価割も6名の減となった。

用水堰関係は反別割から飯田堰調費までを含むが、干水反別割が真鳥羽堰、飯田堰および中萱堰に、代価割が飯田堰と中萱堰の名義人に賦課されていた。この年は、用水不足のようであった。下川（梓川下流）の諸耕地が「水不足」に対応

する必要があった。そのため、上川（上流）の諸耕地と交渉することとなり、相当の諸経費を必要となる。そこで干水反別割と代価割が課せられたのである。なお、反別割も同年6月の2名の減であった。

協議費は242円80銭5毛と同年6月のその86%強であり、うち代価割がその84.5%強を占める。用水関係費は348円15銭19と同年6月のその192.6%弱のほぼ2倍となった。うち干水対策費が292円20銭02とその74.5%弱をしめる。これは、梓川を水源とし同時にその水防に注力せざる得ない下川の一耕地である真々部の存立にかかわる重要な課題であることを十分に示唆している。

真々部耕地が19年7月から同年12月までにどのような業務を行い、どれだけの費用を要したのか。夫銭取立（賦課）はそれに基づくものである。しかし、これの詳細を明らかにする文書が未見である。そこでまず控除分を観るために表15を用意した。

表15 控除分の項目、関係名義人数および控除額 明治19年12月 単位：銭

項目	名義人数	控除額	項目	名義人数	控除額
人足代	117	6664	水融通分	1	110
買人足代	2	75	取替	22	3624.4
水防人足代	17	195	利子	4	563
五ヶ人足代	14	146.1	小計	27	4297.4
五ヶ帳場	2	20	日当	12	1864
干水人足代	1	10	給料	4	1500
夜番	1	50	触立料	1	200
傳馬	22	430.9	惣代	2	500
駄賃	2	1624.7	小計	19	4064
木材	5	154	雨天不順祭	4	20
俵	11	626.2	コレラ義捐金	18	1886.8
石灰俵	3	314	不明	9	685.05
ねこ	4	286	小計	31	2581.85
縁	1	86	総計	287	21782.25
縄	4	28.2			
小計	206	10710.1			
蠟燭代	1	2			
酒代	3	128.7			
小計	4	128.9			

「第老号第貳号 明治十九年度六月十二月取立帳 真々部耕地惣代」による。

上表の人足代から縄までの各項目が水防および用水関係であり、延206名、107

円10銭余となる。うち人足代の117名、66円64銭は用水堰の維持管理、水防人足代、五ヶ人足代および五ヶ帳場、33名、3円43銭余は水防にあてられた。ほかに駄賃の2名、16円24銭余があるが、これには駄賃と資材とが含まれていた。

次の蠟燭代および酒代は消防関係かもしれないが、明らかではない。第三の水融通分、取替および利子は干水対策をふくむ耕地運営のための「公借」であり、取替の延22名、36円24銭余がその主な部分であろう。これらの22名はいずれも耕地の構成員である。第四の日当、給料、触立料および惣代は耕地事務運営費とみてよいもので、日当は公用出張、給料は定使、衛生掛、年番および雇入に充てられ、惣代は惣代2名の報酬である。第五はその他であるが、雨天不順祭は雨乞祭、コレラ義捐金は他耕地へ贈られたものである。不明は「取立帳」から読み取ることが困難であったものをしめす。

控除額は総計217円82銭余であり、賦課総額の36.9%弱をしめる。そして、前半期よりも59円66銭余少なかった。

「十二月 日 十九年度祭典入費割帳 真々部伍長惣代」には「15円 祭請負金 若キ衆 渡」に始まり30円48銭9厘が割にあてられた。そのうち6分は代価割へ、4分は戸数割へとあり、戸数割は134戸半に割り、1戸につき9銭6厘8であった。

さらに「明治十九年十二月 後半期戸数割 真々部耕地」には入会の北沢山地方税村費、同山道普請代および同地方税地租村費割などの12円と4厘は惣代竹内登一郎の立替であり、その利子36銭9厘であった。次いで祠掌給2円25銭、衛生掛2名給50銭、墓地管理人取扱給料五分73銭5厘などあり、その他を合わせると11円94銭2厘であった。これを本戸129と半戸24に割るのであるが、半戸を本戸に直すと12戸となり、本戸に直すと141戸となる。そして本戸1戸につき8銭4厘7毛とされた。さらに、戸数割と祭典費を合わせると、1戸につき本戸が17銭5厘7毛8で半戸が8銭7厘6毛9となった。しかし「取立帳」では4銭3厘が3戸および8銭5厘が7戸の計10戸、8銭7厘が18戸および17銭6厘が124戸の計142戸で戸数割賦課が152戸であった。なお、寄留が4戸で1戸につき10銭であった。これを観ると、産土神社の氏子から寄留が除かれていたことが明らかであるが、152戸のうちに祭典費が賦課されなかったものがあるようである。それは今後の考察にまつことにする。

## 5. 明治14年から22年までの協議費の推移

ここで明治14年6月、同19年6月および同21年12月の耕地協議費を比較して観る。6月の項目が年次による変化が比較的少ないのであるが、21年には適切な資料がないので12月を利用する。なお、代価割には入作も含まれる。代価（地価）は、耕地地籍全体におよぶからである。

表16 各年次協議費の名義人数および金額

	名義人数					
	戸数割	墓地管理	寄留面	飲水面	祭夜台入費	代価割
明治14年	163			161		167
19年	154		4	158	142	171
21年	162	150		155		174

  

	賦課額：銭					
	戸数割	墓地管理	寄留面	飲水面	祭夜台入費	代価割
明治14年	584.1			483.0		6082.4
19年	556.8		40.0	474.0	702.0	26476.69
21年	2102.1	75.0		465.0		12574.7

  

	賦課額構成比 %					
	戸数割	墓地管理	寄留面	飲水面	祭夜台入費	代価割
明治14年	8.2			6.8		85.1
19年	2.0		0.1	1.7	2.5	93.8
21年	13.8	0.5		3.1		82.6

明治14年6月と19年6月は表1 および表12 とおなじ。同21年は「明治式拾壹年后半期 取立帳 真々部耕地」による。なお、代価割の入作は14年30人、19年37人および21年38人である。明治14年6月の協議費は総計71円49銭5厘、19年6月のそれは282円13銭19、そして21年12月のそれは152円16銭8厘である。

表16が示すように、寄留面をふくむ戸数割は158から163戸に賦課され、飲水面（生活用水）も155戸から161戸に賦課された。飲水面はおおむね6月の賦課戸数が12月より多いのである。21年に登場した墓地管理人手当は150戸に賦課されたが、これは戸数割と飲水面の両賦課戸数より少ない。一つには上真々部の一部が耕地地籍外に墓地を有していることと来住者のなかに他耕地に墓地を持つことなどによるであろう。なお、19年6月の祭夜台入費は耕地の産土神社祭祀にかかわるもので、142戸に賦課された。158戸のうち16戸がこの祭祀から除外されたのである。

さて、協議費のなかで戸数割と代価割(地価割)とを注目する。飲水面はほぼ恒常的なものであり、他は臨時のものである。14年9月の戸数割は5円84銭1厘で協議費の8.2%をしめたのに対して、同年9月の代価割は60円82銭4厘で協議費の85.1%にあたる。21年12月の戸数割は21円02銭1厘で、14年9月のその3.6倍弱、協議費の13.8%であるのに対して、21年12月の地価割は125円74銭7厘で協議費の82.6%をしめる。この間、戸数割が飛躍的に増額されたことを認めても、なお、地価割が協議費の80%以上をしめていたのである。

表17 協議費の各期別の推移 明治14年6月から22年6月

期	明治14年6月	同年12月	同18年6月	同年12月	同19年6月	同年12月
協議費・銭	7149.5	5897.75	20168.3	25247.3	28213.19	24280.05
指数	35.4	29.2	100.0	125.2	139.9	120.4
期	同21年12月	同22年6月	明治14年6月から21年12月は前表とおなじ。 22年6月は「明治貳拾貳年耕地協議費収入帳真々部耕地」による。			
協議費・銭	15216.8	29516.45				
指数	75.4	146.4				

表17は、明治14年6月から同22年6月までの協議費の推移をしめす。各期の協議費は58円97銭75から295円16銭45の範囲を推移した。さて、同17年5月、区町村制の改正がなされ、高家村をふくむ豊科村外二か村連合町村が成立した。そこで18年6月の耕地の協議費を100とする各期の指数の推移を観る。同14年6月は35.4、同年12月は29.2であるのに対して、18年6月以降の各期は21年12月をのぞくと、120.4から146.4のあいだにあり、大幅の増額である。そしてこれが主として土地所有戸(家)に課せられたのである。

## まとめにかえて

明治15、16年からデフレは始まり、町村財政への国庫補助や地方税支弁部分が減少すると、町村協議費が膨張せざるを得ないという状況となった、という。それは前述した耕地協議費の膨張にみられたが、土地所有者(戸)にどのような影響をおよぼしたか。

表18 地価金額階層別名義人数の変化  
明治14年と21年

地価金・円	耕地		入作	
	14年	21年	14年	21年
～10	6	12	1	
～50	17	15	4	6
～100	20	19	9	8
～150	14	16	6	8
～200	11	5	2	4
～300	16	11	2	7
～400	10	17	2	
～500	14	14	1	
～600	9	7	1	1
～700	7	4		
～800	4	8		1
～900	2	2		
～1000	4	3	1	
～2000		1		
～3000	2	1		
～4000	1	1	1	1
計	137	136	30	36

表18は各年次の代価割からの推計による。

表19 所有田反別の分布  
明治19年7月調

反別・畝	耕地	入作	計
900～		1	1
800～			
700～	1		1
600～	1		1
200～300	4	1	5
150～	10	1	11
100～	21		21
90～	6		6
80～	6	1	7
70～	5	2	7
60～	2	2	4
50～	6	1	7
40～	6	4	10
30～	14	7	21
～30	36	13	49
計	118	33	151

「第七月一日 明治十九年度反別調 真々部耕地惣代」による。

表18は14年と21年の地価金額階層別名義人数を比較したものである。この名義人のほとんどは戸主とみてよいものである。耕地をみる。地価金所有戸が137戸から136戸へと1戸減少した。そして300円未満の各層に減少の傾向があり、3000円未満が2戸から1戸となった。ここに相当の土地兼併の推移が認められる。同様の傾向が入作にも認められる。耕地と入作のそれぞれの3000～4000円層は安定しているようであるが、ほかの各層においてはほぼ同様の傾向を観ることができる。

表19は19年7月調の各戸の所有田反別の分布をしめす。入作を含み8町歩以上の田地所有が3戸あり、貸付を主とする地主層を形成する。他方、3反未満層が耕地36戸と入作13戸の計49戸である。この層は耕地の田地所有戸の30%以上をしめる。自作および耕作地主層とみられる1町歩～3町歩までに耕地の35戸と入作の2戸がある。その他が自小作あるいは小自作層であろうが、5反未満の小自作層に耕地の56戸、田地所有戸の47%以上をしめる。

さて、真々部耕地は田地所有を重視してきたようであるが、兼業農家が多く見られたようである。商家、酒屋、紺屋、職人、その他の雑業などを兼ねる家業を営むものが少なくなかったようである。

また、地租改正以後、開田への動きが大いに進んだようである。それは「巾下」という梓川沿いの地籍に集中していた。となれば、開田戸は相当な資力、既成の用水堰との交渉、耕作のための小作農家の確保などの大事を処理する必要に迫られることになる。

それが、三新法下、とくに連合戸長役場制の耕地と各戸がおかれた一般状況であつた。<sup>(5)</sup>

## あとがき

前掲、「豊科町誌 近現代編」の第一章自治制は旧『豊科町誌』（昭和三〇年刊）を再掲したものである。その主な部分は森岡清美先生が執筆された。高家村の文書が散逸され、ほとんど未見であるので、前掲書が教示された部分は、きわめて貴重である。なお、相当な年数を経ているのに、その輝きが増すばかりである。ここであらためて森岡先生に深謝するものである。

本稿は、そのほとんどを「真々部区有文書」に依拠している。この文書類を自由に閲覧することができたのは歴代区長の丸山忠志、吉原貞夫、田村浩の諸氏のご配慮による。前記諸氏と「真々部歴史研究会」の諸兄姉、とくに会長の本山正、手塚真の両氏は、数々の貴重なご助言を惜しむことがなかった。さらに来住日浅い小生の「保証人」として支えてくださった白井国明ご夫妻がおられる。末筆ながら深謝したい。

## 注

- (1) 本稿は黒崎八洲次良『「区有文書」からみた明治10年前後の大字集落の生活（財政）について』（四国学院大学『論集』145号）につづくものである。表題の一部を「大字集落」から「耕地（大字集落）」としたが、明治11年から昭和30年の町村合併にいたるまで、真々部は高家村の一耕地（大字）であった。耕地は行政区であると同時に集落自治組織である。耕地の協議費は後述するように代価割（地価割）に多く依存しており、地価割は真々部地籍の土地所有者に賦課されていた。
- (2) 長野県南安曇郡豊科町誌編纂委員会『豊科町誌 近現代編』平成9年1月、39頁。

- (3) 「真々部区有文書」による。以下とくに示さないかぎり同文書による。
- (4) 前掲、豊科町誌 近現代編、58頁～59頁。
- (5) 「寄生地主」というコトバは戦略的色彩が濃厚で、術語として不適切と思う。耕作をおこなわないで専ら貸付を主とする地主であっても、それらが小作農に寄生して生活すると断定できるかどうか。そして、これら地主層のなかに多様な経営を営むものがあること、利潤本位としていないかったものが多かったことなどがある。この点について、八洲次良『オヤカタはデメリットだけであったのか』2004年2月、東京図書出版会。なお、八洲次良は黒崎のペン・ネームである。